

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長柄町長、長柄町議会議長、長柄町農業委員会、長柄町教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.1%
全職員	80.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.7%
本庁課長補佐相当職	101.3%
本庁係長相当職	89.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.6%
31～35年	85.9%
26～30年	79.4%
21～25年	84.6%
16～20年	93.6%
11～15年	60.8%
6～10年	96.9%
1～5年	82.5%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当職員がいないため記載していない。
- ・男女の給与の差異が発生する要因として、扶養手当について、世帯主となっている男性に支給するケースが多く、受給者に占める男性の割合は77.4%である。
- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で報酬を受給する職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため除外している。
- ・11～15年の職員について、係長相当職の男性が多く、係長相当職以上の役職を持つ女性が少ないため、男女間給与差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。